

仕様書

1 業務名

令和3年度大分県データ連携基盤実証環境構築運用業務

2 業務の目的

本県では、データ利活用、データ流通によるデジタルトランスフォーメーションの動きを支えるため、行政が保有・公開するデータをはじめ、民間事業者など様々な主体が有するデータを流通・連携させ、分野横断でのデータ利活用を可能とするデータ連携基盤の活用について検討を進めるとともに、データ連携基盤への様々な主体からの参画を促し、当該基盤を活用したユースケースを生み出ため、民間企業と連携した検証や実証実験を行う予定である。

本業務は、上記検証や実証実験に必要なデータ連携基盤の実証環境を用意するとともに、実証事業実施主体に対するデータ連携基盤の活用に関する技術支援を行うものである。

3 業務内容

(1) データ連携基盤実証環境の提供

- 各主体のデータを柔軟に収集、効率的に管理・分析可能なデータ連携基盤が利用できる環境を大分県及び実証実験参加企業に提供する。(県や実証実験参加企業は、データ連携基盤を保有せず、サービスとして利用するものである。)

(データ連携基盤実証環境について)

- 基盤はオープンソース、ライセンスフリーのものとする(いわゆるベンダーロックインの排除)。将来的には、本県や県内企業等が自主的に基盤構築や機能追加、保守運営していく想定であり、その前提を考慮し、企画を提案すること。
- データの登録、参照、更新、削除操作のため標準化されたオープンAPIを整備すること。
- 利用したい事業者にデータのマッシュアップができる機能を準備すること
- 15API ユーザー分の環境を想定すること
- 連携させるデータの種類は、官公庁のオープンデータのほか、民間企業のセンサーデータ等を扱うことを想定すること(官公庁のオープンデータについては、大分県及び県内市町村オープンデータカタログサイト等との接続ができるものとする。)
- 基盤については、インターネット経由による外部公開となるため、適切なセキュリティ対策を講じること。また、外部システム連携の際に、必要なセキュリティについて考慮すること。
- 動作確認を実施した状態で納品すること
- 運用保守に関して、サービスレベル協定案及び運用保守・計画書を提案すること。
- 次年度以降に活用する想定として、データ連携基盤を別途県が構築した場合、本業務で提供される基盤からのデータ移行等について支援すること(支援の内容を提案すること)。

(実装すべき機能)

- 利用ユーザー管理及び認証機能

- ・データ投入・管理機能
- ・履歴参照など、利用状況のモニタリング機能
- ・オープンデータやセンサーデータをビジュアル化して表示できる機能
- ・アプリケーションに地理情報を提供する機能
- ・各事業者から提供されるデータを可視化したり、解析するための BI ツール
- ・その他、本事業の趣旨に沿った付加機能等あれば提案すること

(リソース)

- ・データの連携が可能な CPU、メモリであること。
- ・ストレージ 2TB 以上
- ・トラフィック 月あたり 10TB 以上

※上記のキャパシティは、デマンドに応じてスケール可能であることとするが、最大で対応可能な量を提案書に記載すること。なお、上記リソースを超過する場合の追加費用単価を示すこと。

(2) データ連携基盤の活用に関する技術支援

(データ連携基盤の利用マニュアル、利用規約の整備)

- ・利用者が、データ連携基盤を利用するためのドキュメント（参照すべき既存のドキュメント及び本環境における手順・仕様を記載したもの）及び利用規約の整備を行い、データで提出すること。
- ・利用規約については、県と協議の上、データの利用を許諾する範囲、データ提供者の責任（保証の有無）、派生データの権利関係、基盤提供事業者の義務（セキュリティ、保管・消去義務）及び責任（責任限定の有無）等を定めることとする。規約案や骨子について、提案書に記載すること。なお、基盤上に連携するデータの利用許諾（基盤利用者への利用権限の設定や第三者への利用許諾の有無等）については、データ所有者が設定できるものとする。

(データ連携基盤利用参加者向けの説明会)

- ・県が運営する説明会において、データ連携基盤や標準化されたオープン API についての概要や操作方法等の説明及び参加者からの質疑応答の対応を行うこと（説明会は基本的にはオンラインを想定。説明会の運営を受託者において行う必要はない。）

(個別問い合わせ対応)

- ・利用者からの基本的な操作に関する問い合わせへの対応、技術サポートを行うこと。メールやチャットツール等による支援を基本とするが、希望者にはハンズオン支援を行うことが望ましい。（手法・ツールや対応要員のスキル、その他対応可能時間等のサービスレベルについて、対応可能なものを具体的に提案書に記載すること）

(3) 成果物

- ・(1) で提供する基盤及び利活用状況及び(2) データ連携基盤の活用に関する技術支援活動結果についての報告書

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。協議により一部前払いも可とする。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。